

学校DX推進体制強化支援事業 業務委託仕様書

1 業務名 学校DX推進体制強化支援事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的・概要

県内におけるICT教育のさらなる推進に向け、公立小中学校におけるICT端末等の効果的な利活用の促進やそのICT環境の整備等の充実を図るため、ICT端末等を活用した授業改善に係る取組を推進するとともに、アドバイザーの派遣やICT教育に関する実践交流会を行う。

4 業務内容

(1) ICT端末等を活用した授業改善策の提案

ICT端末等の効果的な利活用の推進に意欲を持った公立小中学校の教員等に対し、ICT端末等を活用した授業改善講座を実施することで、協働的な学びのリーダーを育成する。

ア 業務内容

- ・ICT端末等の効果的な利活用の推進に意欲を持った公立小中学校の教員等に対し、授業等でICT端末を効果的に活用することにおいて全国的に著名な実践家や大学教授等を講師として授業改善講座を全5回程度、企画・運営する。
(例：先進的な事例の提示、先進校の視察、授業デザイン研修等)
- ・県が指定するICT端末等の利活用推進に課題を抱える市町に対し、ヒアリング等により、当該市町が抱える課題を的確に把握するとともに、その課題解決に向けた具体的な対応策の提示を行う。また、必要に応じて市町教育委員会が域内の教員等を対象として行う研修会等の企画・運営支援を行う。(例：校内や市町等の研修で活用できる研修パッケージ、研修動画の編集・作成、またそれらをオンデマンドで活用できるICT環境整備等の提供等)
- ・必要に応じて、市町教育委員会の担当者とともに学校現場訪問や遠隔会議等を通じて、継続的に支援する。
- ・その他、具体的な支援にあたっては、県と十分に協議する。
- ・本業務を実施する者は、ICT教育に精通したものであることが望ましい。

イ 対象

- ・授業改善講座：小・中学校等教員、ICT支援員等（60名程度）
- ・課題を抱える市町への支援：各市町等教育委員会等（5市町程度）

(2) アドバイザー派遣業務

各市町や各小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）を対象に、学習におけるICT端末等の効果的な利活用及び安心・安全な学校ICT環境整備等の充実を図

る助言を行うため、アドバイザーを派遣する。

ア 業務内容

- ・県が指定するアドバイザー（3名程度）を活用すること。ただし、これに加え、受託者が独自にアドバイザーを選定することは差し支えないものとする。
- ・各市町からの要請に応じて派遣する。
- ・各市町からの派遣要請の受付窓口（メールアドレス）を設定し、市町、アドバイザーとの日程調整や実績の確認、アドバイザーへの報償費・旅費（オンラインの場合を除く。）の支給を行うこと。
- ・派遣回数は20回から30回程度とする。

イ 対象市町

県内全市町を対象とする。

ウ その他

- ・アドバイザーへの報償費について、事前の資料作成等に要する時間や会場への移動時間は対象外とする。

(3) 令和6年度ICT教育実践交流会の開催

県内各小中学校の教員や各市町関係者を対象に、ICT機器を効果的に用いた児童生徒の学びの深化を図ることを目的として、ICT教育実践交流会を開催する。

ア 開催時期・回数

年間1回程度開催することとし、開催日程については県と協議して決定するものとする。

イ 開催内容等

- ・交流会の内容は、実践発表者による発表のほか、上記目的達成に資する内容となるよう県と連携の上、工夫すること。また、県内の教育委員会の指導主事や小中学校の教職員、ICT支援員等が幅広く傍聴することができるよう工夫すること。
- ・実践発表に対する講評を行う者を招聘すること。
- ・交流会終了後、県ホームページで公開可能な開催レポートを作成すること。
- ・その他、交流会の具体的な内容については、県と十分に協議すること。

ウ 実践発表者

県と連携の上、各市町を通じ、県内の小中学校から実践発表者を募集して選定する。選定にあたっては、県内の幅広い地域からの選出となるよう努めるとともに、可能な限り発表者の教科が重複しないよう配慮すること。

エ その他

- ・実践発表者への報償費・旅費は委託費に含めないこととする。

(4) 事業報告書の作成

本事業の成果等について「事業報告書」を作成し、令和7年3月14日までに、紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可。動画の場合はmp4形式）を保存したCD（DVD）-ROMを提出すること。

なお、レポートの内容は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県教育委員会が指示するものとする。

- ・ICT端末等を活用した授業改善講座の内容をまとめたもの
- ・校内や市町等で行った研修パッケージの内容をまとめたもの
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容
- ・ICT教育実践交流会の開催状況（交流会の内容、参加者数等）
- ・本事業の取組全体をまとめたもの
- ・経費内訳書

5 契約上限額

金5,997,200円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務進捗及び業務報告について

委託業務の実施にあたっては、当初に実施計画書を作成し、月単位の活動報告として「業務報告書」（様式任意）を翌月の10日まで（ただし、令和7年2月分は不要）に県へ提出する。また、事業進捗状況や業務内容等に関する県との打合せを、少なくとも月1回以上実施する。

「業務報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・ICT端末等を活用した授業改善講座の進捗状況
- ・各市町教育委員会等への支援件数及び内容
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなければならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなければならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなければならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。
- (8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。